

ここでは、教育実習に関する対応のうち、精神障がいのある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

### 障がいの概要と困難さの例

#### (1) 概要

「障がい」は、原因に関わらずなんらかの機能が制限された状態を指しますが、精神疾患は身体疾患と異なり、病因や病態、症状や予後などに個性が高いため、「精神障がい」という表現も多く用いられます。ここでは何らかの精神的な機能に障がいがあり、環境との相互作用によって日常生活や社会生活に支障をきたす状態全般を「精神障がい」としています。青年期は一部精神障がいの好発期でもあり、症状や状態によっては修学上の支援が必要となる場合があります。分類法もいくつもあり、障がいの数も多く、また、先にも述べたように一つの障がいのなかでも、その状態像は個性が高いため、専門的かつ丁寧なアセスメントが重要です。修学にあたっては本人が必要な医療を継続して受けることが前提であり、そのうえで主治医の意見や治療の状況を踏まえながら、教育機関として必要かつ可能な支援を探っていくこととなります。青年期にも多く見られる精神障がいには、具体的には統合失調症、気分障害、不安障害、パニック障害、強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害\*などがあります。

#### (2) 困難さの例

精神障がいは、障がいの種類によっては行動や言動が特徴的な場合もありますが（統合失調症や強迫性障害など）、多くの場合、症状は目に見えず、環境要因によっても困難さの現れ方が異なります。精神障がいに起因する修学や対人関係上のトラブルが起こっても、本人や周囲に精神医学的な知識が乏しく、単純に性格の問題に帰属させてしまい、本人の抱えている苦しみや困難さが正しく認識されないことがあります。さらに、発達障がいがある場合や、いくつかの精神障がいを合併している場合もあり、その鑑別は難しく、何らかの精神障がいの可能性が疑われた時点で、精神科医による適切な診断と治療を受けているかの確認と、受けていない場合は医療につなげることが必要です。また、環境の調整も重要で、ここが教育機関の支援が生きる領域です。精神障がいによる症状を、医療機関において適切な治療を受けて緩和・コントロールしたうえで、教育機関では、症状と付き合いながら修学と両立していく方法を共に模索しつつ、本人の置かれた環境から過剰な負荷がかけられている部分があればそれを把握し、可能な範囲で取り除いたり置き換えていくことが支援となります。

\*精神障がいの個別の名称については、医療機関で用いられる診断名で表記しております。

## ◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

---

### (1) 申し込み時の書類で配慮事項を把握するためのポイント

精神面の問題に関する配慮ニーズは個別性が高いので、自己申告と配慮申請があった場合、可能な限り個別に面談を行い、ニーズを聞き取ります。

また、自ら配慮や支援を求めている学生であっても、これまでに自殺未遂や自傷行為などがみられる、あるいは本人は認めなくても情緒不安定なことが明らかなケース、保護者から情報提供があったケースなどが把握されている場合は、個別の声かけを行い、面談につなげることが望ましいでしょう。

### (2) 面談で明らかにしておくポイント

医療機関での診断と投薬治療の有無、また可能な限り、主治医の所見は確認しておきたいポイントです。また、学内でのカウンセリングや精神科医との面接の利用状況も明らかにできるとよいでしょう。また、本人が得意とすることについても学生の状態によって可能であれば聞き取りを行います。

### (3) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

診断名をどのレベルまで伝えるか、面接で聞き取ったニーズの伝え方などについて、詳細に話し合ったうえ、同意を得る必要があります。詳細な状況は管理職までにとどめるのか、それとも配属されるクラスの教員を含めるのかなどです。精神障がいの場合は特に、その時の気分や状態に左右されるので、留意が必要です。

## ◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

---

障がいの状態によっては、実習校の選定前から面談を行ない、選定します。障がいの特性に応じて、学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）も考慮します。

## ◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

---

### (1) 伝達する情報のポイントと調整事項

情緒的に不安定な状態になった場合にどう対応してほしいか（一人になれる部屋を用意する、誰かの見守りがある中で過ごすなど）あらかじめニーズを聞き取り伝達します。精神障がいは状態、ニーズに個別性が高く、守秘されるべき情報も多いので、事前の聞き取りと伝達するべき情報の整理が重要となります。

### (2) 人員構成

実習受け入れ校側からは、管理職、教育実習生の指導について取りまとめる役割の教員が望ましいでしょう。大学側からは、実習指導の担当教員、障がい学生の支援にかかわる専門教職員が考えられます。大学側からの人員は、学生に参加してほしいスタッフを事前に聞いてもよいでしょう。

#### ◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

---

精神障がいのある学生については、欠席や遅刻、提出物期限の遅れなどの取り扱いについての連携が必要で  
す。教育実習の単位認定にかかわるため、教育実習にかかわる部署の職員による対応も想定されます。

#### ◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

---

##### (1) 学生の望ましい気づき

今の学校現場(環境)と自身の状態との相互作用がどのようなものかをまずは直視できるように、そのうえで、環境面への働きかけも含め、どういった変化や工夫、努力が教員となるうえで今後必要となるのかについての気づきがあると望ましいでしょう。

##### (2) 学生からの成果や課題のヒアリングのポイント

精神障がいのある学生のその時の状態にもよりますが、自身のことを言語化するのが苦手な学生も多いので、時間の余裕をもって、ゆとりのある雰囲気でのヒアリングを行うようにしてください。

##### (3) 実習受け入れ校からのヒアリング内容を障がいのある学生に伝える際のポイント

改善点を伝える際、学生にとって厳しい内容の場合は、伝えた後に、今後につながるように、ともに受け止め振り返る時間を作り、言いつばなしにはしないでください。

## ◆ 6. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～精神障がい～

精神障がいのある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～精神障がい～			メモ欄
学内での準備	書類	自殺未遂や自傷行為等の既往歴の把握	有・無 関連部署： 時期：
		情緒不安定な様子（本人に自覚のない場合も場合も含めて）の有無とその状態像の把握	
		保護者からの相談や情報提供の有無の把握	有・無
	面談	支援に対する個別具体的なニーズ及び情報の取り扱い方法の希望の聴き取り	
		主治医の診断書（意見書）、所見の有無およびその内容の聴き取り	
		学内でのカウンセリング、精神科医との面接の利用状況と情報共有の希望の聴き取り	
		学生の得意なこと（学生の状態によって可能であれば）	
	選定	障がいの特性に応じた学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）	
実習校とともに 行う準備	情緒的に不安定な状態（症状が出た時）の対応方法を 確認する	別室	
		対応者	
		自己対処方法	
	欠席や遅刻の対応を取り決める		
	提出物の提出方法を取り決める		
提出物期限遅れの対応を取り決める			
実習後 振り返り	学生	学校現場（環境）と自分の状態との相互作用への気づきがあるか	
		自らの努力や工夫の必要な面に対する気づきがあるか	
		環境面での支援を要請すべきことに対する気づきがあるか	

